

「解体工事に要する費用等」の事前確認方法の一部変更について

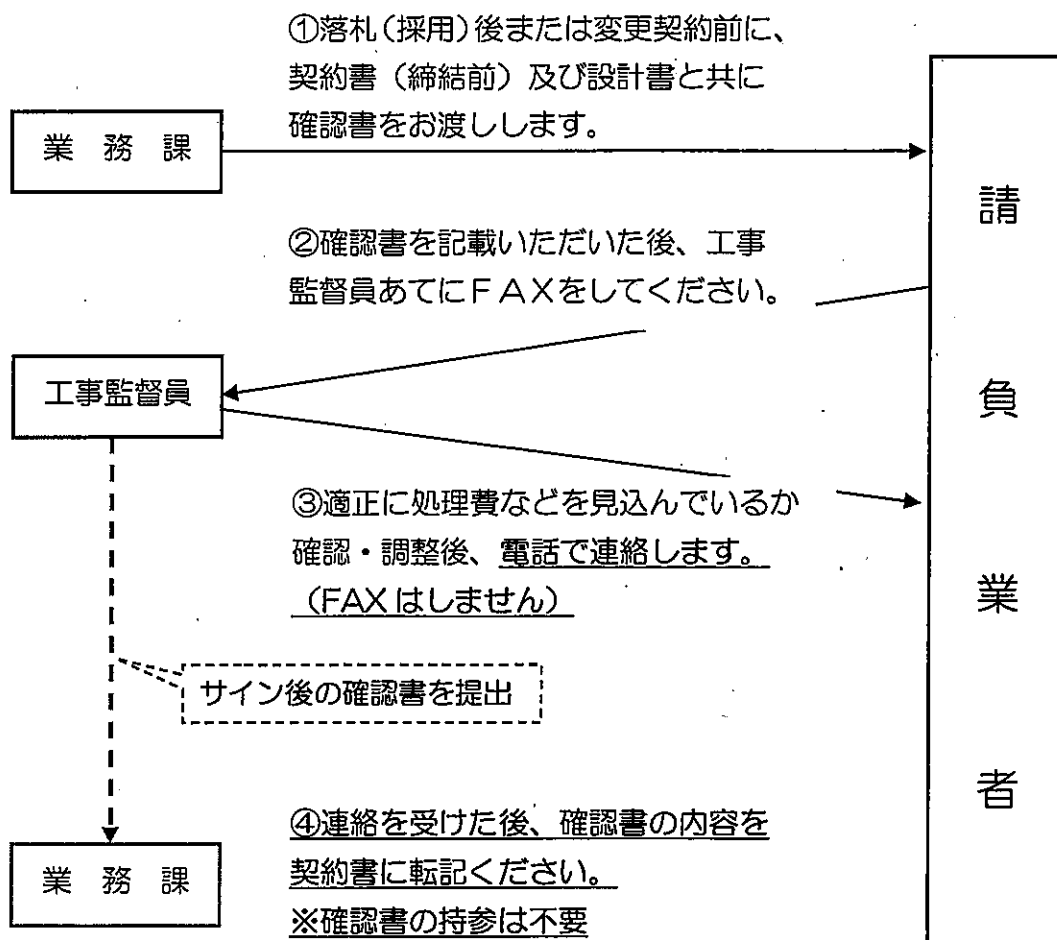
令和2年 1月 16日

富山県入善土木事務所

これまで、契約前及び変更契約前の「解体工事に要する費用等」の確認については、裏面『建設リサイクル法対象工事に係る「解体工事に要する費用等」確認書』により、ファックスで確認をお願いしていたところですが、以下のとおり確認方法を一部変更することといたしましたので、ご確認くださいますようお願いいたします。

＜変更点＞

- ・工事監督員から請負業者へのFAXを廃止し、電話で連絡することになりました。
- ・業務課への確認書の持参を不要としました。



建設リサイクル法対象工事に係る「解体工事に要する費用等」確認書

※落札者は、契約書別紙の記載内容について、下記【記載案】に記入のうえ、工事監督員までFAX願います。なお、訂正事項等については監督員から連絡いたしますので、その指示に従って契約書別紙を作成してください。

工事番号

工事番号及び工事名を記入願います。

工事名

工事

入善土木事務所（監督員名）	行（FAX：0765-74-2042）	※監督員確認印 又はサイン 日付 月 日
業者名		
担当者		
電話番号	FAX番号	

【記載案】

様式第105号の1（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用を含み、仮設費及び運搬費を除く。

(3) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(4) 再資源化等に要する費用（直接工事費）

(注) 特定建設資材廃棄物の運搬費を含む。 円（税抜き）